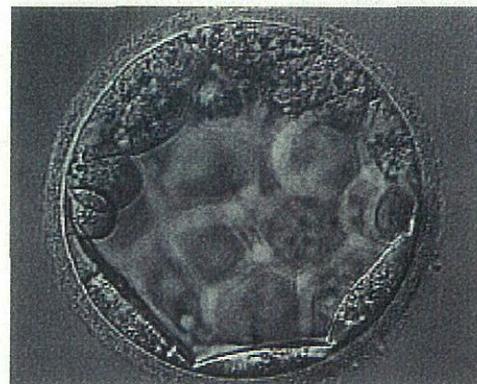


二つの受精卵

- 母体に戻されてヒトになる予定の受精卵
- 母体に戻されないことが決定された受精卵



諸外国におけるヒト胚研究の規制状況

	フランス	ベルギー	イギリス	カナダ	オーストラリア
根拠法	生命倫理法 (2004)	体外胚研究に関する法律	ヒト受精及び胚研究法(1990)	ヒト補助生殖及び関連研究に関する法律(2004)	ヒト胚を用いる研究に関する法律、ヒトクローニング禁止法(2002)
女性の体内への移植を予定しないヒト胚の研究可否	可	可	可	可	可
管理機関/管理体制	先端医療府/認可	体外胚の医学的・科学的研究のための連邦委員会/決定	HFEA/認可	ヒト補助生殖機関/認可	NHMR認可委員会/下記Bの研究について認可
認可等の条件: 研究目的での胚作成の可否	不可	不可。但し、余剰胚では研究目的を達成できず、且つ、現行法に抵触しない場合には作成可	可	不可	不可

